

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 2 日

都道府県薬剤師会担当事務局 御中

日本薬剤師会
事務局 医薬・保険課

疑義解釈資料の送付について（その 2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

疑義解釈資料の送付については、令和 8 年 4 月 1 日付け日薬業発第 6 号にてお知らせしたところです。

今般、本資料について修正があったため、令和 8 年 3 月 31 日付け事務連絡は廃止され、添付の通り、令和 8 年 4 月 1 日付け事務連絡として発出されましたのでお知らせいたします。

調剤関係につきましては、修正などはありませんので、別添については省略しております。

取り急ぎお知らせいたしますので、ご承知おきいただけますと幸いです。

< 抄 >

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その2）

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 2）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添 1 から別添 6 までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その 2）」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課事務連絡）は廃止いたします。